

海陽町検定事業実施に係る調査検討業務 仕様書

1 業務名

令和5年度 海陽町検定事業実施に係る調査検討業務
(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

海陽町では、平成18年3月の海南町、海部町、宍喰町の3町合併による広域行政運営が始まってから18年が経過している。また、平成23年4月には小学校や中学校が統合するなど、地域の合併や学校統合などの変遷を経て、それぞれの地域に根付いた文化を継承してきたところである。

徳島県においては、ふるさと徳島の魅力を県内外に発信できる人材育成の一環で「あわ文化教育」を推進しており、あわ文化検定やあわ検定を実施している状況である。

本町においても海部刀を始めとする様々な歴史文化、きゅうりタウンに代表される地域産業、緑あふれる山・海・川の自然やくらしなどについて、その魅力を再発見・再認識し、それぞれの地域に根付いた郷土の魅力を町内外に発信していく必要があると考える。

本業務は、阿波海南文化村を拠点として地域文化を次世代へ伝承するとともに、郷土に関する知識・理解を広めていく取組みの一環として、自然・産業・くらしなども含めた地域の歴史文化教育に資する「海陽町検定事業」の実施に向けた調査研究及び検定事業の構築に係る検討業務を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容

業務内容は次に示すものを基本とし、本町と受託者において協議のうえ決定するものとする。

(1) 検定事業構築の検討

① 検定事業の調査研究・制度検討

検定事業の構築に向け、各地のご当地検定等の事例調査・研究を踏まえて制度設計上の課題を抽出し、検定事業の在り方を含め次年度以降事業が自走する仕組みについて検討を行い、検定事業実施に向けた制度設計について取りまとめる。

② 検定試験の実施方法

学生も含めて検定受験対象者の設定を行うとともに、試験方法・試験問題のランク設定・合格基準などについて詳細に検討を行う。

③ 検定事業のスケジュール

試験運用なども含めた事業実施に向けたスケジュールの検討を行う。

(2) 資源調査

① 資源調査及び収集

本町に関する歴史文化・地域産業・自然やくらしなどの文献資料収集や写真撮影取材などを行い、ガイドブック等作成のための資源情報を取りまとめる。

(3) ガイドブック・問題集の取りまとめ

① 検定ガイドブック及び問題集

町立博物館職員などの意見も踏まえ、検定受験のためのガイドブック及び検定問題集について取りまとめる。

5 業務実施体制

本業務の遂行にあたり、業務責任者又は業務担当者において次に定める必要な知見・業務経験を有する者を配置すること。

- (1) 地域住民との合意形成や官民連携に精通し、まちづくりに関わる住民ワークショップの実施経験又は、公共施設等に係る住民参加型ワークショップによる計画検討を遂行した実績があり、技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を保有するもの。

6 事務手続き書類

本業務の受託者は、契約締結時に次の書類を速やかに提出すること。

- (1) 委託業務着手届
(2) 業務工程表
(3) 主任技術者届出書
(4) その他本町が指示する書類

7 受託者の責任

本業務において、次に掲げる事項は受託者の責任とする。

- (1) 本業務の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
(2) 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 資料の貸与

受託者は、本業務の遂行上必要な資料のうち、本町が所有するものを、受託者に貸与することができる。なお、受託者は、貸与を受けた資料の保管、取扱等に十分に注意し、本業務完了後速やかに返却しなければならない。

9 協議及び報告等

本業務の実施期間中において受託者は、本町担当職員と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合わせ事項について受託者は、その都度「打合

せ記録簿」を提出しなければならない。

1 0 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 海陽町検定事業実施に係る調査検討報告書
- (2) 海陽町検定事業実施に係る資源調査報告書
- (3) 海陽町検定受験ガイドブック
- (4) 海陽町検定問題集

1 1 成果品の検査

各作業については必要に応じて適宜検査を行う。なお、不備な箇所について訂正等の指示を受けたときは、直ちに訂正等しなければならない。

1 2 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び履行期間終了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本町の情報資産の安全性を確保するものとする。なお、業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、海陽町個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認をえること。
- (4) この仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、その都度、本町及び受注者で協議し、決定するものとする。